

>> AJCCの写真展作品撮影用に用いることのできるカメラ << (保存版)

写真展応募作品撮影カメラは、銀塩カメラであればカメラ発売年度は特に制限しない。
但しカメラの修理・修復・改造については、下記の基本原則に則るものとする。

作品撮影に使用するカメラの修理・修復・改造に関する基本原則

許される改造の範囲

AJCCの理念は歴史的なカメラを人類の文化遺産として考え、それを発掘し、修理し、撮影を楽しみ、保存し、次の世代へ伝えていくことである。したがってオリジナリティを保つ修理・修復は許されるが、原型を損なう改造は認めない。

細 則 抜 粋

- 1 修理・修復と改造
 - 1.1 修理・修復とは、発売時に意図された機能、構造、使用法に近づけるための修理復元したことを言う。現存する材料部品を使用するなど現在可能な範囲・方法が容認される。
 - 1.2 改造とは、意図的に機能、構造、使用法の復活や復元を無視し変更したことを言う。
- 2 カメラ基本構造による差
 - 2.1 固定式:レンズ、シャッター、筐体(暗箱)、フィルム室等カメラとしての主コンポーネントが固定結合された機種では、異機種間の主コンポーネントの交換は改造品となる(例1及び2)。
 - 2.2 交換式:レンズ、筐体、フィルムホルダー等の交換使用を前提として製造販売された物は、レンズボード、アダプター等を介し随意交換使用しても改造とは見なさない(例3)。ただし、上記固定式機種から外したレンズ等の主コンポーネント使用は改造品となる(例4)。
- 3 適用除外される場合
 - 3.1 発売後カメラ製造者あるいはかつて専門家により普遍的に行われた改造は認める(例5)。
 - 3.2 製造中止したフィルムや乾板使用カメラを現役フィルムで使用するための改造とフィルムバック等取り付けアダプター作成は認められる。ただし、その為の部品取り外しは原状復帰可能な範囲内とする(例6)。
 - 3.3 著しく破損した修理不能部を固定あるいは除去し、一部機能を不能にする事により撮影可能にした場合は、修理とみなす(例8)。
 - 3.5 OEMメーカーから供給された部品、コンポーネントは、異機種間であっても完全互換性を有する同一品種なら交換しても修理とする(例9)。
- 4 その他注意事項

外付け距離計やフラッシュを取り付ける際は「挟み込み」等により取り付け、カメラ本体に新たに穴あけ切削加工しないこと。

改造や修理の例		使用	改造や修理の例		使用
1	ベッサのレンズ・シャッター組立体を、	可	5	シンクロ接点をライツ社で後付したIIIcなど。	可
	①同型のベッサから取り外し交換したもの。		6	10×15アンゴールの後枠部の木ねじを外して後枠を取り去り、新たに4×5を使用可能にする後枠をその木ねじで取付けたもの。	可
2	革製蛇腹を紙で新規に製作交換、グッタペルカをビニル製貼り革に交換するなど。	可	7	ザッツプラズマットを最近製造のリンホフボードに取付ける。	可
			8	スプリングカメラの折損したタスキ部を金属小片などで固定し折畳みは不能になったが撮影は可能としたも	可
3	ライカにベローズを介し他社製交換レンズを付けたも	可	9	オールドコンパーを異なる製造会社のカメラから外して交換。	可
4	スーパーイコンタのレンズを外しライカ用の交換レンズにしたもの。	不可			